

# 藤沢市出資団体将来像最終案

<改訂版>

2008年11月

藤沢市

# 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| I 出資団体将来像最終案・改訂版について             |    |
| 1. 改訂版策定に至る経過について                | 2  |
| 2. 改訂版における見直しの基本的な考え方            | 2  |
| 3. 改訂版について                       | 3  |
| (1) 「統合」と判断される団体                 | 3  |
| (2) 「存続」と判断される団体                 | 8  |
| 4. 将来像実現に向けた共通課題について             | 11 |
| (1) 統合の手順についての考え方                | 11 |
| (2) 統合または事業移管に伴う団体職員の処遇等についての考え方 | 11 |
| 5. 存続団体の経営改善について                 | 11 |
| (1) 人的な対応についての考え方                | 11 |
| (2) 財政的な対応についての考え方               | 12 |
| (3) 経営改善関連事項についての考え方             | 12 |
| 6. 将来像実現に向けた今後のスケジュール等について       | 12 |
| II 表「出資団体改革スケジュール・改訂版」           | 13 |

# I 出資団体将来像最終案・改訂版について

---

## 1. 改訂版策定に至る経過について

本市における出資団体改革は、自治体を取り巻く社会経済環境の変化や厳しさを増す本市の財政事情、「官」から「民」への流れの中での指定管理者制度導入の影響、さらには他市と比較して相対的にその数が多いことなどから、本市の出資団体全体のあり方や個別団体ごとの意義を根本から見直し、各団体の将来像の明確化と経営健全化の促進を図ることを目的として、平成17年8月に「藤沢市出資団体改革基本方針」(以下「基本方針」という。)を、また、平成18年1月に「藤沢市出資団体将来像第一次案」を定め、平成18年度から平成22年度までの5年間を「改革推進期間」として、同様に平成18年度からスタートした第3次行政改革においても、出資団体改革を主要な課題として位置づける中で取り組んできたところである。

この取り組みにおいては、ここまで、平成18年5月に「藤沢市出資団体将来像最終案」(以下「最終案」という。)、また、平成19年5月に「第3次行政改革期間における出資団体改革スケジュール」(以下「スケジュール」という。)を策定し、『統合』、『廃止』、『存続』、『その他』の区分により各団体の将来像を明らかにした上で、その将来像の実現と経営改善に向けた取り組みを行ってきたものである。

しかしながら、平成18年6月に公布された「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(以下「公益法人認定法」という。)を含む公益法人制度改革関連の3法が本年12月に施行され、新たな公益法人制度が本格的にスタートしていく中で、本市出資団体改革の対象である財団法人にあっては、制度の移行期間である5年間の中で、改めてその将来像を明らかにする必要性が生じたものである。また、指定管理者制度における民間事業者との競争による雇用問題の発生や、新たな制度への移行に向けた事務事業等の見直しと、さらに安定した経営環境を確保するための効率的・効果的な事業実施の必要性など、本市出資団体にとって大きな環境の変化が生じたものである。

このため、本市出資団体の将来像について、改めて明確化しつつ、その将来像の実現に向けた「スケジュール」を見直すとともに、各団体のさらなる経営改善に向けた取り組みを促進すべく「藤沢市出資団体将来像最終案・改訂版」(以下「改訂版」という。)を策定したものである。

## 2. 改訂版における見直しの基本的な考え方

公益法人制度改革をはじめとする各団体を取り巻く環境の変化等を踏まえた、今回の「改訂版」における本市出資団体の将来像の見直しの基本的な考え方は次のとおりである。

(1) ここまでの、現行の「最終案」に基づく各団体の取り組み、諸課題の整理の状況、並びに

各団体の財務分析などを踏まえた中で、ゼロ・ベースの観点で抜本的に見直しを行うことを前提とする。

- (2) 市の出捐金に基づき設立された財団法人については、公益を目的とした事業を主たる事業として担う団体であることから、基本的に新たな制度に基づく公益財団法人としての認定を目指すものとする。
- (3) 事業規模、職員数等の小規模な団体や、類似の事業を行う団体については、出資団体全体として、さらに効率的・効果的な組織体制を確立するため、団体の統廃合を図る。
- (4) 指定管理者制度等、出資団体を取り巻く情勢の変化等を踏まえた中で、団体職員の雇用調整の問題等にも配慮する。

### 3. 改訂版について

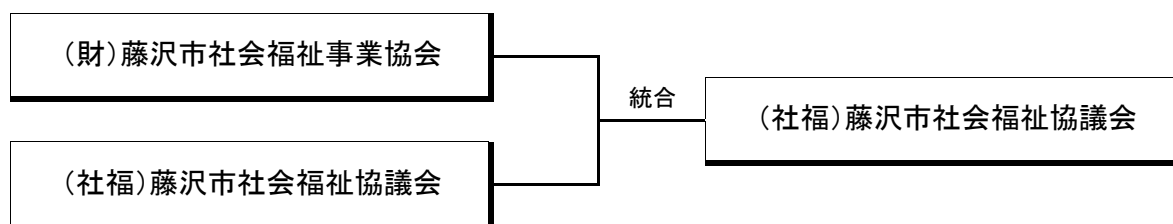
上記のような経過並びに基本的な考え方に基づき決定した「改訂版」については、以下のとおりである。

#### (1) 「統合」と判断される団体

<グループ1>

(財)藤沢市社会福祉事業協会、(社福)藤沢市社会福祉協議会

※(財)藤沢市ふれあい事業団は、平成19年4月に(財)藤沢市社会福祉事業協会と「統合」済み



「最終案」においては、本市の福祉関連の3団体については、今後の地域福祉や住民福祉、あるいは高齢者福祉や障害者福祉の充実に向け、「公」と「民」の両面の性格を合わせ持つ存在として、福祉関連事業の実施主体の一翼を担う大きな役割が期待されるとし、そのため、団体間の類似事業の整理統合等を進めながら、相互連携を一段と深める中で、効率的、効果的かつ一貫した福祉事業の展開と質の高い多様なサービス提供を目指すべきとした。

また一方では、各団体が実施している事業の一部については、利用者サービスの継続性等に配慮しつつ、計画的な民間移行を進めるべきと判断するとともに、「地域福祉計画」の進行管理をはじめとした様々な事業実施のため、社会福祉協議会の組織的な強化を図る必要性などから、人員の相互補完性や一貫性のある効率的・効果的な事業の実施、さらには、

職員や組織の活性化等も期待されるため、これら3団体については「統合」すべきと判断したものである。

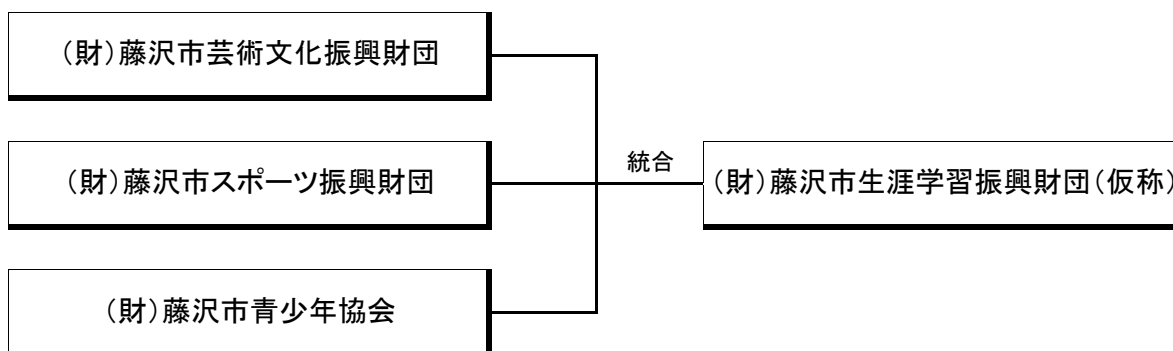
「最終案」をもとに、既に「統合」の第1段階として、平成19年4月にふれあい事業団と社会福祉事業協会の「統合」が完了し、現在、「統合」の第2段階である社会福祉事業協会と社会福祉協議会の「統合」に関して、具体的な検討に着手したところである。

このような「最終案」に基づく考え方と取り組みの状況を踏まえ、「改訂版」においても、福祉関連の2団体については引き続き「統合」に向け取り組むべきものと判断する。また、「最終案」において課題とした社会福祉事業協会の実施している「シルバー人材センター事業」に関しては、当該事業の運営主体が現行の民法第34条に基づく財団法人若しくは社団法人（公益法人制度改革関連の新法施行後は公益社団・財団法人または一般社団・財団法人）に限定されるため、他の本市財団法人への事業移管が必要となる。移管先団体としては、当該事業が高齢者の就業機会の確保と提供により、地域社会づくりに貢献するものであることから、まちづくりに関する事業の促進を図っているまちづくり協会が最も相応しいと考える。

なお、より効率的な業務執行を図る観点から、「最終案」に示した、本部機能を中心とした執務場所の集約化に関しては、「統合」に向けた取り組みを進める中で、引き続き検討していくべきと考える。

## <グループ2>

(財)藤沢市芸術文化振興財団、(財)藤沢市スポーツ振興財団、(財)藤沢市青少年協会



芸術文化振興財団については、「最終案」において、市民会館サービス・センターとの「統合」により、両組織それぞれの経験やノウハウを生かしたより効果的な事業推進が図られ、市民会館等各施設における特色ある文化事業の実施により、本市の文化振興に寄与すること、また、管理部門の統合等、より効率的な業務執行体制の構築により、人件費等の管理費の縮減と競争力の向上も期待されることから、両団体については「統合」すべきと判断したものである。

しかしながら、「統合」後の組織形態等に関しては、「最終案」においても、文化の領域に採算性を持ち込むべきではないのではないか、また、このことに関連して両団体のどちらかが存続して受け皿になるのか、あるいは両団体が解散し新たな団体を設立することが望ましいのかなどの課題があったものであり、両団体は市民会館を中心とした施設等において事業を行っているものの、文化の振興を目的とした公益法人と営利を目的とした株式会社という性格の異なる者の「統合」については大変難しい課題があったところである。

市民会館サービス・センターの収入構造を見るに、宴会、レストラン、設営企画等の事業収入が収入全体の約50%を占めており、仮に、株式会社を解散し財団へ「統合」した場合には、芸術文化振興と直接関連のない「宴会事業」等の収益的な事業を継続して行うことは財団の目的から適当でないことから、事業の見直しを行う必要性とそれに伴う大きな雇用問題の発生が危惧される。また、逆に財団を解散し株式会社へ「統合」した場合には、財団の基本財産等の残余財産を本市へ帰属させざるを得ないことや、財団への本市委託事業である文化振興基金対象事業については、株式会社が実施することが適当であるのかどうかなど大きな課題があり、「改訂版」においては、「最終案」における両団体の「統合」の考え方については見直すべきものとする。

一方、スポーツ振興財団、並びに青少年協会については、「最終案」においては「存続」とし、両団体の経営改善に関する考え方について示したところである。この中で、スポーツ振興財団については、指定管理者業務を中心に、魅力ある事業の推進やより効率的な執行体制の構築等による経費節減に取り組み、指定管理者の受託継続に向けた努力を行うべきとし、合わせて従前から課題となっていた自主財源の確保策も含めた事業展開や、全体的な収支のシミュレーションを行うなど、十分な検証分析に基づき、改めて中期的な経営計画の見直しと計画に沿った経営を進めるべきとしたものであり、また、青少年協会についても、専門性の向上、実績やノウハウの蓄積、効率的な事業執行等による経費節減に取り組むことにより、引き続き指定管理者の受託継続に向けた努力を行うべきとし、また、策定済みの中長期計画等に基づく様々な経営改善を進めるとともに、協会全体の執行体制を長期展望する中で、組織強化のあり方や給与制度等の見直しについても幅広く検討すべきとしたものである。

これら「最終案」に基づく各団体の将来像の実現に向けた課題の整理と、各団体の経営改善に向けた検討の経過を踏まえるとともに、共通して生涯学習分野の一翼を担う3団体の将来像として、「改訂版」においては、次のとおり「統合」すべきものとする。

本市総合計画においては、「ゆたかな心を育み湘南の地域文化を発信するまち」を目指し

て、青少年が心豊かに育つ環境づくり、生涯スポーツ活動の推進、並びに芸術文化創造の支援など、生涯学習に関連する様々な事業を展開しているところである。各種事業の実施にあたっては、本市生涯学習行政と各団体との密接な連携による事業展開が不可欠であるが、これら3団体が「統合」することにより、行政との連携と協働の強化はもとより、各団体の実施事業相互の効果的な連携により、さらなる総合的な生涯学習の推進が図られるものと考えられる。

各団体を取り巻く個別課題に関しては、組織、事業規模等が小規模であることによる効率的な組織体制の確立の必要性や、本部業務等管理部門の強化や職員の年齢層の偏りの解消などの課題がある。また、団体の実施する様々な事業をさらに効率的・効果的に運営していく必要性とともに、「指定管理事業」に関しては、公益認定にあたり必ずしも公益目的事業に該当するということが現時点では明確でないことなどから、これら3団体については、「統合」することにより、「公益財団法人」として、さらに効率的・効果的な組織体制と事業運営が図られると考えられる。

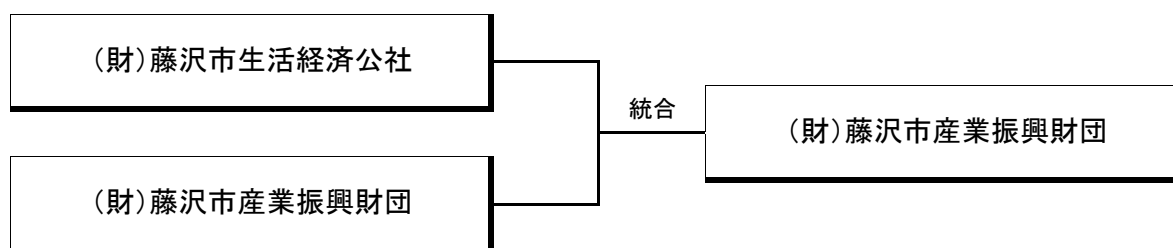
よって、これら3団体については、「統合」により、本市における生涯学習施設の効率的・効果的な管理運営と、生涯学習に関する各種事業等を行い、市民の生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与することを目的とした、(仮称)生涯学習振興財団を設立すべきものと判断する。

なお、3団体の「統合」については、「公益法人認定法」等に基づく制度の移行期間において適用される「特例民法法人の合併制度」(以下「合併制度」という。)を活用し、円滑な「統合」を図るとともに、新たに設立する(仮称)生涯学習振興財団については、「公益財団法人」としての認定を受けるべく諸課題の解決に向けた取り組みを行うものとする。

※「特例民法法人」:新法施行日以後、公益社団法人・公益財団法人または一般社団法人・一般財団法人に移行するまでの間における現行公益法人の法律上の名称

## &lt;グループ3&gt;

(財)藤沢市生活経済公社、(財)藤沢市産業振興財団



生活経済公社については、「藤沢市勤労者福祉サービスセンター」として実施している「中小企業従業員等福利共済事業」のあり方や、八ヶ岳野外体験教室の指定管理者再受託の結果と、「藤沢市民美ヶ原休暇村事業」の廃止を含めた将来像の検討に関しても慎重な対応を行う必要があることから、「最終案」においては「その他」とし、事業の移管や団体の統廃合を含め、引き続き検討を行うべきと判断したものである。

また、産業振興財団については、その実施事業が本市の産業振興に必要なものが含まれ、先行投資的要素が強いものもあるものの、累積赤字解消の観点から全体的にさらに効率的・効果的な事業実施が求められること、特に、「プロバイダー事業」については、明確な実施基準を定めた上でその事業展開や加入促進を図っていくこと、また、「施設運営事業」については、賃借料負担の課題や本市産業振興の拠点施設の確保が必要なことを踏まえ、藤沢北口駅前地区整備計画における新たな拠点施設整備や移転等も視野に入れた中で、今後、必要な施設規模、施設内容、事業・組織のあり方等についても幅広く検討することとし、「最終案」においては「存続」としたものである。

生活経済公社については、八ヶ岳野外体験教室の平成20年度の指定管理者更新にあたって再受託することができなかったため、昨年度、職員の雇用調整を実施したところであるが、「藤沢市民美ヶ原休暇村事業」についても廃止を予定しており、今後の団体の実施事業は、「中小企業従業員等福利共済事業」と「小売店等小企業緊急資金融資事業」の2事業のみとなる。なお、「中小企業従業員等福利共済事業」については、厚生労働省の補助事業として、その運営主体が現行の民法第34条に基づく財団法人若しくは社団法人に限定されるため、団体自身が継続して実施していくか、他の本市財団法人への事業移管により実施していく必要がある。

一方、産業振興財団については、「施設運営事業」における利用率の向上等に努めているが、今後、藤沢駅北口に新たな産業拠点施設が整備されることに伴い、団体の当該施設への移転が予定されていることから、その時点において当該事業が廃止されること、また、「プ



ロバイダー事業」については、会員数が減少傾向にあり、事業継続のためには会員増強とさらなる経費削減が急務であり、今後の状況によっては、撤退も含めて見直しを行う必要があると考える。

このように、両団体が実施事業の減少等により小規模化し、効率的な執行体制の構築が困難な状況となること、また、両団体が「公益財団法人」としての認定を受けるにあたり、現時点においては、実施事業のうちいくつかの事業が公益目的事業として認定されることが厳しいと考えられる状況にあること、さらに、今後さらなる新産業の創出と中小企業の発展を両団体が連携して促進していくべきであることなどから、両団体は「統合」することにより、「公益財団法人」としての認定を目指すとともに、より効率的・効果的な組織体制の構築を図るべきであると考えます。

なお、両団体の「統合」については、「合併制度」を活用し、円滑な「統合」を図るとともに、「統合」後の産業振興財団については、「公益財団法人」としての認定を受けるべく諸課題の解決に向けた取り組みを行うものとする。

## (2) 「存続」と判断される団体

ここまでの、現行の「将来像最終案」に基づく各団体の経営健全化等に向けた取り組みや、現状の各団体の財務分析などを踏まえた中で、引き続き、一部事業の見直しや経営改善が必要なものの、最終的に「存続」と判断される団体及び団体ごとの経営改善等に関する考え方については次のとおりである。

### ○(財)藤沢市開発経営公社

「最終案」においては、まちづくり協会との事業の類似性や人員面の相互補完性などの組織課題解決の理由による「統合」の考え方とともに、開発経営公社の保有資産の有効活用による本市への財務的な補完である「負担事業」については、総合計画の推進や各種事業の展開に極めて大きな影響があり、財産を本市に移管し本市が直接業務を行うことなどを含めて、その将来像を慎重に検討すべきであること、また、まちづくり協会における「統合」に際して生ずる債務の一括返済の対応等について慎重な検討を要することなどから、「その他」とし検討を継続すべきと判断したものである。

しかしながら、「統合」に関しては、一部に類似の事業があるものの、開発経営公社は保有する土地を処分し本市の財務的補完を行う「負担事業」を主に担っており、当該事業は今後本市の事業展開に多大な影響を及ぼすため、今後も現状の実施事業に特化する中で事

業展開を図っていくことが重要と考える。したがって、「改訂版」においては、両団体の「統合」の考え方については見直すべきものとする。

開発経営公社については、第一義的に「公益財団法人」としての認定を受けるべく諸課題の解決に向けた取り組みを行うものとするが、団体の保有する土地が遊休資産として見なされる可能性が高いことから、「公益財団法人」への移行にあたっては、課題を整理していく必要がある。したがって、移行期間である5年間は「特例民法法人」として存続していくことが可能であることから、今後は、保有する土地をできる限り処分・活用しながら、この期間の中で課題を整理しつつ、「公益財団法人」あるいは「一般財団法人」への移行の判断を行い、「負担事業」のほか現状の事業を継続して実施していくべきと考える。

#### ○(財)藤沢市まちづくり協会

「最終案」における開発経営公社との「統合」等の考え方、並びに「改訂版」における「統合」の見直しの経過等については、開発経営公社の項に記載したとおりである。

まちづくり協会については、「公益財団法人」としての認定を受けるべく諸課題の解決に向けた取り組みを行うものとし、その際、特に団体の実施する事業について、公益目的事業としての認定の可否の検証、あるいは認定を受けるべく必要により事業内容の見直しなどを行うとともに、社会福祉事業協会と社会福祉協議会の統合に伴って分離される「シルバー人材センター事業」の社会福祉事業協会からの事業移管など、多角的な検討と慎重な対応を図るべきと考える。

また、「最終案」においても課題としていた「湘南台文化センターこども館管理事業」に関連する課題については、湘南台文化センター全体の指定管理者施設への移行時期等を踏まえ改めて課題を整理していくべきと考える。

#### ○(財)藤沢市保健医療財団

「最終案」においては、各種事業の収入見込みと、減価償却費、人件費、管理費等の支出面のシミュレーションを基本として、今後の事業展開等について、多角的な分析と本市の保健施策の展開等に沿った経営を継続して進めるべきであること、また、正規職員の抑制等による人件費の抑制策のほか、経営状況の推移により独自の給与体系の確立等の取り組みについても別途検討し、実施していくことが求められることとしたものである。

保健医療財団については、上記の取り組みを継続して行うとともに、団体の将来像としては、第一義的に「公益財団法人」としての認定を受けるべく諸課題の解決に向けた取り組み

を行うものとするが、その際、団体の実施する事業のうち過半数を占める「検診・高度医療機器共同利用事業」のうちの「検診事業」については、収益事業としての要素が強いと考えられ、また、「高度医療機器共同利用事業」や「健康づくり事業」等については、公益性の見通しが未だ不確定であることから、全体事業費に対する公益目的事業の割合の動向を見ながら、移行期間の5年間の中で、「公益財団法人」あるいは「一般財団法人」への移行の判断をしていくべきと考える。

#### ○(株)藤沢市興業公社

「最終案」においては、経営基本方針や中長期経営計画の策定をはじめとした、経営体としての基礎的な要件整備や質的向上と、本市委託事業拡大に対応した組織のあり方の検討や今後の職員確保や育成等に取り組むとともに、積極的な新規事業の開発拡大や本市委託事業収入の比率の引き下げ、自立した経営基盤の構築やキャッシュフローの改善に積極的に取り組む等、様々な経営改革をさらに進めるべきとしたものである。

興業公社については、これまでの取り組みにより、各種財務指標について大幅に改善され、自主事業や臨時的業務の拡大も図られている。しかしながら、本市委託事業である「ごみ収集関連業務」の増により、本市への収入依存度が大幅に増えていることから、今後は、新たな事業展開によるさらなる自立した安定的な経営基盤の強化に努めていくべきと考える。

#### ○藤沢市民会館サービス・センター(株)

「最終案」における芸術文化振興財団との「統合」の考え方、並びに「改訂版」における「統合」の見直しの経過等については、芸術文化振興財団の項に記載したとおりである。

市民会館サービス・センターについては、収益率の減少傾向が見られ、その主な要因としては、労働会館の指定管理業務を受託できなかったことなどがある。また、湘南台文化センターの市民シアターについても、指定管理者導入が検討されているところであり、他の民間事業者との競争も想定した中で、引き続き団体の有する各施設の設備やメンテナンス等に関わる知識、経験、ノウハウ等を整理・蓄積しながら、新たな事業展開による収益の確保など、さらに効率的・効果的な事業執行について検討を継続していくべきと考える。

また、老朽化した市民会館の再整備の課題が団体に対し非常に大きな影響を及ぼすと考えられるため、これらの再整備計画等が明らかになった段階で、改めてその将来像について検討すべきと考える。

## 4. 将来像実現に向けた共通課題について

将来像実現に向けた共通課題とそれらに対する対応については、「基本方針」、「最終案」、並びに、平成19年3月に策定した「雇用問題についての考え方」(以下「雇用問題の考え方」という。)によることを基本とするが、公益法人制度改革等を踏まえ新たに追加あるいは変更する事項については次のとおりである。

### (1) 統合の手順についての考え方

財団法人相互の「統合」については、「公益法人認定法」等に基づく制度の移行期間において適用される「合併制度」を活用し、「統合」するものとする。「統合」前の各団体が保有する財産、契約等の権利義務については、「統合」後の団体が包括的に承継するものとする。

なお、「統合」後の基本財産や評議員・理事等の構成については、「統合」後の団体の事業規模等に応じ、適正なものとなるよう改めて検討を行うものとする。

### (2) 統合または事業移管に伴う団体職員の処遇等についての考え方

「統合」後の各団体職員の給与その他の労働条件については、「統合」前の水準を確保することを基本とするが、「統合」対象団体の個別事情、「統合」後の団体の経営状況等を十分に踏まえ、適正な給与水準等の確保に努めながら、より効率的な組織体制を確立するものとする。

## 5. 存続団体の経営改善について

存続する団体の経営改善に関する市の基本的な考え方については、「基本方針」、「最終案」、並びに、平成19年3月に策定した「財政的な対応についての考え方」(以下「財政的対応の考え方」という。)によることを基本とするが、公益法人制度改革等を踏まえ新たに追加あるいは変更する事項については次のとおりである。

### (1) 人的な対応についての考え方

新たな公益法人制度に基づく団体の評議員、理事及び監事等(以下「役員等」という。)の選任、並びに役員等にかかる機関の設置については、公益法人制度改革関連の3法に基づき、その職務内容等を十分踏まえた上で円滑な移行を図ることとし、特に、「統合」する団体にあっては、その団体職員の構成も含め、「統合」後の団体の事業規模、性質、内容等を勘案した上で、その人数等が適正なものとなるよう十分な検討を行い、効率的・効果的な執行体制を構築することとする。

## (2) 財政的な対応についての考え方

退職給与引当預金、各種積立金、内部留保金、並びに精算行為等の考え方については、「財政的対応の考え方」によることを基本とするが、新たな公益法人制度に基づく公益認定の要件である収支相償の考え方や、税制改正による法人税の取り扱い等を踏まえ、各団体においては、適切な収支予算に基づいた確かな事業展開を行うこととする。

※「収支相償」: 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないという基準

## (3) 経営改善関連事項についての考え方

指定管理者制度の導入及び運用については、本年1月に新たに策定した「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」(以下「指定管理者基本方針」という。)において定めたところである。現在、「指定管理者事業」を実施している財団法人にあっては、公益を目的とした事業を主たる事業として担う団体として、新たな制度に基づく公益財団法人としての認定を目指すものであることから、当該団体の実施する公益的な事業との一体的な施設運営を行うとともに、指定管理者制度の趣旨に則り、公の施設の設置目的をさらに効果的に達成できるような事業展開を図るものとする。

## 6. 将来像実現に向けた今後のスケジュール等について

各団体の将来像の実現時期については、「最終案」において、「基本方針」における「改革推進期間」と「第3次行政改革期間」である平成22年度末までを原則としたものである。しかしながら、今後は、新たな公益法人制度の移行期間を踏まえ、新制度運用の実際の動向にも注視しながら、各団体が諸課題の解決に向けた具体的な検討に取り組んでいくものであるため、新制度への移行期限が平成25年11月であることから、各団体の将来像の実現時期については平成25年度当初とする。なお、「改訂版」に基づく新たな出資団体改革に関するスケジュールについては、13ページの表「出資団体改革スケジュール・改訂版」に示すとおりとする。

## Ⅱ 出資団体改革スケジュール・改訂版

| 年度                 | 出資団体改革全体の取組スケジュール及び公益法人制度改革の動向  | 「統合」と判断される団体  |  |  | 「存続」と判断される団体   |  |  |                                    |                                    |  |
|--------------------|---|---|--|--|--|--|--|------------------------------------|------------------------------------|--|
|                    |   | 社会福祉事業協会<br>社会福祉協議会の統合  | 青少年協会<br>スポーツ振興財団<br>芸術文化振興財団の統合   | 生活経済公社<br>産業振興財団の統合  | まちづくり協会  | 開発経営公社   | 保健医療財団   | 興業公社                               | 市民会館サービスセンター                       |  |
| 平成20年度<br>(2008年度) | 11月 ○◎出資団体将来像最終案「改訂版」の策定<br>○◎行政改革等特別委員会へ「改訂版」報告<br>12月 ・新公益法人制度の施行<br>※以降5年間(平成25年11月末まで)が新制度への移行期間<br>・認定法人移行申請提出期間<br>・特例民法法人合併等の特例期間等 | 11月～ ◎◎●社会福祉事業協会<br>社会福祉協議会<br>統合に向けた課題の整理等<br>◎◎シルバー人材センター<br>事業のまちづくり協会への譲渡に伴う課題の整理<br>◎●社会福祉事業協会<br>介護事業民間移行状況等の確認 | 11月～ ◎◎●青少年協会・<br>スポーツ振興財団・<br>芸術文化振興財団<br>合併統合に向けた課題の整理等<br>◎◎●公益認定に係る国・県における認定審査会の動向等調査<br>◎◎●公益認定に向けた事業内容の見直し | 11月～ ◎◎●生活経済公社<br>・産業振興財団合併<br>統合に向けた課題の整理等<br>◎◎●公益認定に係る国・県における認定審査会の動向等調査<br>◎◎●公益認定に向けた事業内容の見直し | 11月～ ◎◎シルバー人材センター<br>事業の譲り受けに伴う課題の整理<br>◎◎●公益認定に係る国・県における認定審査会の動向等調査<br>◎◎●公益認定に向けた事業内容(事業の移管を含めた)の見直し | 11月～ ◎◎●新公益法人<br>制度下での新法人(公益財団若しくは一般財団)移行の可能性の検討、課題の最終整理<br>◎◎●公益認定に係る国・県における認定審査会の動向等調査 | 11月～ ◎◎●新公益法人<br>制度下での新法人(公益財団若しくは一般財団)移行の可能性の検討、課題の最終整理<br>◎◎●公益認定に係る国・県における認定審査会の動向等調査 | 11月～ ◎◎●新たな事業<br>展開による経営改善策の検討及び実施 | 11月～ ◎◎●新たな事業<br>展開による経営改善策の検討及び実施 |  |
| 平成21年度<br>(2009年度) |   | 4月～ ◎◎●社会福祉事業協会<br>社会福祉協議会<br>統合に向けた最終調整、各種手続き開始<br>◎◎シルバー人材センター<br>譲渡に向けた手続等開始                                       | 4月～ ◎◎●青少年協会・<br>スポーツ振興財団・<br>芸術文化振興財団<br>合併統合に向けた最終調整、各種手続き開始   | 4月～ ◎◎●生活経済公社・<br>産業振興財団<br>合併統合に向けた最終調整、各種手続き開始   | 4月～ ◎◎シルバー人材センター<br>譲り受けに向けた手続等開始  | 4月～ ◎◎●新法人(公益財団若しくは一般財団)移行に向けた準備等開始(実施事業の精査等)  | 4月～ ◎◎●新法人(公益財団若しくは一般財団)移行に向けた準備等開始(実施事業の精査等)  |                                    |                                    |  |
| 平成22年度<br>(2010年度) |   | 4月 ◎◎シルバー人材センター<br>事業の譲渡<br>4月 ◎◎●社会福祉事業協会<br>社会福祉協議会<br>統合に向けた準備、手続開始  | 4月 ◎◎●青少年協会・<br>スポーツ振興財団・<br>芸術文化振興財団<br>合併統合(仮称・<br>生涯学習振興財団の設立)<br>9月 ◎◎●公益財団への<br>移行に向けた準備、手続開始               | 4月 ◎◎●生活経済公社<br>・産業振興財団<br>合併統合<br>9月 ◎◎●公益財団への<br>移行に向けた準備、手続開始                                   | 4月 ◎◎シルバー人材センター<br>事業の譲り受け<br>10月 ◎◎●公益財団への<br>移行に向けた準備、手続開始   |  |  |                                    |                                    |  |
| 平成23年度<br>(2011年度) |   | 4月 ◎◎●社会福祉事業協会・社会福祉協議会統合  | 4月 ◎◎●公益認定申請開始   | 4月 ◎◎●公益認定申請開始   | 4月 ◎◎●公益認定申請開始   | 4月 ◎◎●新法人移行申請開始  | 4月 ◎◎●新法人移行申請開始  |                                    |                                    |  |
| 平成25年度<br>(2013年度) | 12月 新公益法人制度移行   |   | 12月  | 12月  | 12月  | 12月  | 12月  |                                    |                                    |  |

◎印は市(指導担当課)が主に取り組むもの ○印は市(改革推進課)が主に取り組むもの ●印は出資団体が主に取り組むもの